

所有者不明農地対策事業

- 相続登記の未了等により発生する**所有者不明農地**が地域計画の実現の大きな障壁となっている中、所有者不明農地の解消に向けた相続人の探索等のノウハウが蓄積されておらず、**所有者不明農地対策が十分に行えていない農業委員会が散見されている。**
- このことを踏まえ、**都道府県農業会議が行う、農業委員会の所有者不明農地対策に向けた取組への伴走支援**に係る費用を支援。

都道府県農業会議による農業委員会の所有者不明農地対策に係る取組の伴走支援

1. 専門的な知識を有する所有者不明農地対策企画員（以降「企画員」という）の設置

- ・ 農業委員会が行う、所有者不明農地解消に向けた取組に関する相談対応・取組結果とりまとめ 等

2. 支援地域の指定に係る要望調査の実施

- ① 農業委員会から提出される、支援要望の地域における所有者不明農地の現状、課題、支援内容、ロードマップ案を取りまとめ、緊急度・難易度・実施効果が高いと認められる地域を優先的に選定し、支援地域の指定の案を作成
※ 必要に応じて関係機関等から意見聴取
- ② 都道府県知事に支援地域の指定の案及びロードマップ案を提出

都道府県知事による支援地域の指定

3. 農業委員会へロードマップを提示

4. ロードマップの実行（課題解決に向けた伴走支援）

- ・ 企画員は農業委員会の取組の進捗を聞き取り。
- ・ 農業委員会の取組の中で直面した課題を聞き取り、課題に応じて司法書士等の意見を聞き、対応方針を助言。
※ 必要に応じて司法書士等を委嘱し、相談体制を確立

○ 実行段階で直面した課題例

- ・ 数代にわたる相続人探索・所在確認
- ・ 相続人の探索が外国等まで拡大
- ・ 権利を持たない第三者による耕作等の解消 等

企画員が現場支援

5. 支援地域における所有者不明農地対策の取組事例の作成及びHP等による情報発信（横展開）

・ 農業委員会は所有者不明農地対策のノウハウが不足
・ 所有者不明農地の存在が地域計画の実現を阻害

所有者不明農地の解消・発生防止の取組の促進

地域計画（目標地図）の完成度の向上及び実現